

事項	計画の概要	推進状況
<p>第7章 地球社会との調和 第1節 調和ある対外経済関係の構築</p> <p>1. 国際的に調和のとれた対外均衡の達成</p> <p>2. 制度、仕組みの国際的調和の推進</p>	<p>(3)内需主導型成長の定着</p> <p>内外価格差の是正</p> <p>(1)基準・認証制度や独占禁止法の適用除外制度等自らの制度・仕組みを国際ルールに照らして常に見直す</p> <p>行政手続の法制化、運用基準の明確化・公表等を進める</p> <p>(2)GATTウルグアイ・ラウンドの成功裡の終結</p> <p>(3)アジア・太平洋経済協力 (APEC) の積極的な推進</p>	<p>○ 「経済審議会経常収支構造検討委員会」報告 (5.10.1) 日本の経常収支と輸入を巡る諸問題について、日本の国益と生活者利益の観点を意識的に取り上げて検討し、貯蓄・投資の行われる国内条件の改善や輸入障壁の除去等提言。</p> <p>○ 4年度総合経済対策の実施 ○ 5年度新総合経済対策の実施 ○ 5年度緊急経済対策の実施 ○ 5年度総合経済対策の実施 ○ 対外経済改革要綱の実施</p> <p>○ 内外価格差調査の充実、実施 (対外経済改革要綱)</p> <p>○ 「刑事罰の強化に関する独占禁止法」改正 (5.1.15施行) (第5章第3節参照)</p> <p>○ 個別法律に基づく適用除外カルテル等制度を原則廃止する観点からの見直し (5年度緊急経済対策及び今後における行政改革推進方策について) (第5章第3節(4)参照)</p> <p>○ 行政手続法の成立</p> <p>○ GATTウルグアイ・ラウンド閣僚レベル貿易交渉委員会で合意</p> <p>○ 常設事務局の設置、APECファンドへの拠出 (5年1月) アジア太平洋経済協力拠出金 36万ドル</p>

事項	計画の概要	推進状況
<p>3. 国際経済交流の促進</p>	<p>(1) 輸入の促進</p>	<p>◎ 「アジア・太平洋地域における標準化の推進に関する調査研究会」の開催（4年10月～）          アジア・太平洋地域において、電気通信ネットワークの健全な構築を支援することを目的として、国際標準の活用の妨げとなっている問題点の分析及び解決策の検討を行う。          平成4年度予算 10百万円          平成5年度予算 10百万円          平成6年度予算 10百万円</p> <p>◎ 「アジア・太平洋地域における衛星通信システム構築に関する調査研究会」の開催          アジア・太平洋地域の発展途上国における衛星通信ネットワークを構築するために必要なネットワークの設計手法の確立及び技術移転を図ることを目的として、電波伝搬特性の調査及び運用・実証実験を共同で行う。          平成4年度予算 61百万円          平成5年度予算 86百万円          平成6年度予算 86百万円</p> <p>● 日本で第7回APEC閣僚会議の開催（7年予定）</p> <p>○ 5年度緊急経済対策による輸入促進諸施策の実施          ・日本輸出入銀行の製品輸入金融の拡充及び低利融資の延長。          ・日本開発銀行に輸入促進基盤強化融資制度の創設。          ・総合輸入促進センターの創設等JETROの輸入促進機能の強化。          ・日本輸出入銀行の製品輸入金融の拡充による住宅輸入の促進。          ・自動車関連部品類、粗糖をはじめとする関税の見直し。</p> <p>○ 5年度総合経済対策による輸入促進諸施策の実施          ・外貿ターミナル等の整備の推進、総合保税地域制度の活用。          ・輸入住宅の常設展示場の確保の推進。          ・総合輸入促進センターの創設等JETROの輸入促進機能の強化。          ・国民金融公庫、中小企業金融公庫等の輸入品販売円滑化貸付の金利の引下げ。</p>

事項	計画の概要	推進状況
	<p>市場開放問題苦情処理推進本部（OTTO）の機能の一層の強化</p> <p>輸入協議会の活動強化</p> <p>輸入促進地域の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 5年度対外経済改革要綱による輸入促進諸施策の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸入・投資の促進に資する規制緩和の方策の取りまとめ。</li> <li>・「1994年度輸入拡大行動計画」の実施。</li> </ul> </li> <li>○ 外貿ターミナル等の整備の推進（第11章第1節1.(2)参照）</li> <li>○ 「OTTO諮問会議報告書」の取りまとめ（5.4.12）</li> <li>○ OTTO本部における「基準・認証制度等に係る市場開放問題への対応」の決定（5.5.27）</li> <li>○ OTTO本部から、OTTO諮問会議に対し「市場アクセスの一層の改善を図るための今後の苦情処理体制のあり方」について諮問（5.10.5）</li> <li>○ OTTO諮問会議における「今後の苦情処理体制のあり方についての意見」（5.12.24）</li> <li>○ 「市場開放問題苦情処理体制の整備について」の閣議決定等によるOTTOの機能強化（6.2.1）</li> <li>○ 「市場開放問題苦情処理推進会議報告書」の取りまとめ（6.5.13）</li> <li>○ 市場開放問題苦情処理対策本部における「基準・認証制度等に係る市場開放問題についての対応」（6.6.24）</li> <li>○ 輸入協議会の開催（第3回4.7.15、第4回5.2.17、第5回5.9.17） <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸入協議会特別会合の開催（4.4.23、5.25、5.4.27、5.27、6.15、11.9、6.3.17）。</li> <li>・輸入協議会の民間側委員からの意見を第15回貿易会議（5.10.7）に報告</li> </ul> </li> <li>○ 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を制定。（4.7.16施行）</li> <li>◎ 平成4年度に6地域、5年度に6地域について同法に基づく地域輸入促進計画を承認。今後同法に基づく地域輸入促進計画を承認予定（毎年5～6地域程度）。</li> </ul>

事項	計画の概要	推進状況
	<p>総合保税地域制度の活用</p> <p>輸入関係諸手続きの迅速化</p> <p>金融、税制面での支援策の活用</p> <p>政府調達における外国製品購入の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総合保税地域の許可の弾力化 市場アクセスの改善・手続きの簡素化として、5年度緊急経済対策に盛り込んだ。</li> <li>○ 平成6年3月24日に最初の総合保税地域としてアジア太平洋トレードセンターに対し許可を行った。</li> <li>○ 通関情報総合判定システムの拡大 3年10月から審査・検査に必要な各種情報を蓄積して、検査対象貨物の適正な校り込みに活用するシステムを導入し、順次対象地域を拡大。</li> <li>○ 輸入手続関連省庁（大蔵省、農水省、厚生省）間連絡ネットワークの整備（4年7月） 食品検疫、動植物検疫を所管する検疫所等から当該許可・承認等を行った旨の連絡をファックス等により税関官署に連絡できる体制を構築し実施。</li> <li>○ 航空貨物、海上貨物の電算化対象地域の拡大（4年10月）、システムのグレードアップ（5年2月）の実施。</li> <li>○ 簡易税率制度を導入（5年4月より） 国際郵便物や小口急送貨物等の小口貨物に原則5税率区分を導入。</li> <li>○ 小口急送貨物等に係る税関執務時間外の臨時開庁手数料の見直し 輸入者の負担を軽減すべく、近年におけるこれら貨物の通関処理の迅速化の進展に応じ、徴収単位である標準申告件数の見直しを実施（6年1月）。</li> <li>○ 製品輸入促進税制の拡充（5年度税制改正） 適用要件の緩和等を行った上、適用期間を2年延長。</li> <li>○ 「政府調達に関するアクション・プログラム」の策定・実施。</li> <li>○ 「物品に係る政府調達手続きについて（運用指針）」の策定・実施。</li> <li>○ 政府調達審査委員会の発足等苦情処理体制手続きの整備。</li> </ul>

事項	計画の概要	推進状況
<p>第2節 受容力の高い社会の構築</p> <p>1. 人と文化の交流の促進</p>	<p>(2)対日直接投資の促進</p> <p>(3)海外直接投資の促進</p> <p>(1) 相互理解の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総合評価落札方式の活用等落札方式の改善。(以上対外経済改革要綱)</li> <li>◎ 「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法」の施行を受け、税制面においても、以下のような特例措置を講じた。(4年度-)             <ul style="list-style-type: none"> <li>・同法により認定を受けた特定対内投資事業者の設立から3年以内における事業年度の欠損金の繰延期間の延長(原則5年→7年:6年度改正で10年)</li> <li>・特定対内投資事業用資産の割増償却(5年間20%)</li> </ul> </li> <li>○ 日本開発銀行の対日投資促進融資制度の拡充(融資比率40→50%)</li> <li>○ 「1994年度対内投資促進行動計画」の実施。(対外経済改革要綱)</li> <li>○ 対日投資会議の発足。(対外経済改革要綱)</li> <li>○ 貿易保険制度の拡充(貿易保険法の一部改正 5.8.1 施行) (第8章第3節2.(1)参照)</li> <li>○ 「出入国管理基本計画」の策定(4.5.30 法務省公表) 外国人の入国及び在留の管理に関する施策の基本となるべき計画として、出入国管理基本計画を策定。特に①円滑な人的交流の促進を図るための方策、②外国人労働者の受入れの問題への対応、③研修目的の外国人の受入れのあり方、④不法就労外国人問題への対応、の4事項に重点を置いて基本方針等を提示。</li> <li>○ 生涯学習審議会「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」答申(4.7.29) (第4章第2節1.(1)参照)</li> <li>◎ 小・中学校における新学習指導要領の実施(4年度-) 基本方針の一つとして、国際理解の推進を重視し、各教科、道徳、特別活動において配慮した、新学習指導要領の実施。</li> </ul>

事項	計画の概要	推進状況
	(2)国際交流・協力の促進	<p>○ 外国青年招致事業（JETプログラム）の拡充（4、5年度） 我が国の外国語教育の充実及び地域レベルでの国際交流の推進を図るJETプログラムについて、①外国青年の招致対象国の拡大（4年度、5年度とも1か国増）、②外国語指導助手に対する研修の拡大（4年度409人増、5年度400人増）、③招致人員の増員（4年度451人増、5年度460人増）を実施。</p> <p>○ 日本語教育振興協会の充実(4年度一) 日本語教育施設の質的向上に資するため(財)日本語教育振興協会の行う、日本語教育指導方法向上・施設管理運営研究協議会の充実（4年度、年3回→年6回）、就学生生活指導・進路指導体制の整備事業の新設（5年度、10百万円）、初歩日本語自学自習プログラムの作成や海外の就学希望者等に対する広報用ビデオの作成等就学生の円滑な受入れの促進（6年度新規、11百万円）を補助する。</p> <p>○ 日欧文化交流強化事業の創設(5年度) 国際交流基金事業として5年度から欧州（含む旧ソ連、東欧）との文化交流の強化を図るため、知的交流事業、民主化・開放化支援交流事業、草根交流事業等を実施。 平成5年度予算 1200百万円</p> <p>○ 21世紀に向けての留学生政策に関する調査研究協力者会議（文部大臣の懇談会）「21世紀を展望した留学生政策の総合的推進について」報告（4.7.17） 留学生受入れの質的充実特に重点を置いて必要な施策を講じていくべきである旨提言。</p> <p>○ 留学生交流を主たる目的とする公益法人の特定公益増進法人への追加（4-5年度） 4年度税制改正において、留学生交流を主たる目的とする公益法人が、税制上の優遇措置を受けられるよう、特定公益増進法人に追加。さらに、5年度税制改正において、上記公益法人に対して相続財産を贈与した場合の相続税に係る非課税措置が講ぜられることとなった。</p>

事項	計画の概要	推進状況
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域国際化協会の特定公益法人への追加（4年度） 4年度税制改正において、都道府県、政令指定都市区域における国際交流の中心的な役割を果たしている公益法人である地域国際化協会が税制上の優遇措置を受けられるよう、特定公益増進法人に追加。</li> <li>○ 留学生民間宿舍保証人支援事業の創設(5年度) 外国人留学生の民間宿舍への円滑な入居を保証する留学生民間宿舍保証人支援事業を創設。</li> <li>◎ 留学生の受入れ体制の整備充実(6年度) ①国費留学生受入れの計画的整備（新規採用 250人増）、②短期交換留学制度の創設（対象者数 100人）、③私費留学生に対する援助措置の充実（学習奨励費対象者数 600人増）、④国立大学等の留学生宿舍の整備(288戸)等を実施。</li> <li>○ 大学審議会組織運営部会「組織運営部会における審議の概要（その1）教員の人事の活性化について－教員採用を中心に－」報告(5.5.20) (第10章第2節(3)参照)</li> <li>○ 生涯学習審議会「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」答申(4.7.29) (第4章第2節1.(1)参照)</li> <li>○ 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律の制定(4.9.25 施行) 地域の伝統的な芸能及び風俗慣習を活用した行事によって観光及び地域商工業の振興を図ることを目的とする。</li> <li>◎ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の締結(4.6.30) 同条約に基づく「世界遺産一覧表」への記載候補物件として、4年度に文化遺産・自然遺産をそれぞれ2件、5年度に文化遺産を1件、6年度は6月現在1件推薦。（4年度の推薦物件は平成5年度に「世界遺産一覧表」への記載が決定。）</li> </ul>

事項	計画の概要	推進状況
2. 労働力の国際化への対応	<p>(1) 外国人労働者の受入れについて</p> <p>(2) 不法就労対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第7次雇用対策基本計画の策定(4.7.10閣議決定) (第9章第2節1.参照)</li> <li>○ 中央職業安定審議会「今後の外国人雇用対策の方向について」建議(5.1.14) 中央職業安定審議会が、今後、外国人労働者の雇用状況の把握、個々の事業所における外国人労働者の雇用管理の改善の促進等の外国人雇用対策を推進することが必要である旨建議。</li> <li>○ 外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針の策定(5.5.26) 外国人労働者の雇用管理の改善及び適正な労働条件の確保を推進するため、外国人を雇用する事業主が考慮すべき事項をとりまとめた。</li> <li>○ 外国人雇用状況報告制度の創設(5年度) 外国人労働者の受入れ体制の整備の観点から、毎年6月1日現在の外国人労働者の雇用状況を公共職業安定所に報告する「外国人雇用状況報告制度」を創設。</li> <li>● 「技能」等の在留資格に関する審査基準省令の改正(6.4.7施行) 「技能」等の就労目的の在留資格に関する審査基準省令の一部について、入管法体系の中での整理その他の調整を実施。</li> <li>○ 外国人労働者問題関係省庁連絡会議に不法滞在者問題分科会を設置(4.9.11) 不法滞在者の実態把握をするとともに、外国人労働者の出入国管理・在留管理、犯罪対策等について検討するため設置、5年1月に報告書を公表。</li> <li>○ 不法就労等外国人労働者問題地方協議会の設置(4.5) 関係行政機関との連携を強化するため、警察庁、法務省、労働省の地方機関による協議会を全国8ブロックにおいて設置。</li> <li>○ 外国人労働者問題啓発月間の設定(5年度) 政府全体として平成5年度から毎年6月を「外国人労働者問題啓発月間」とし、外国人労働者の適正な雇入れ、不法就労の防止等来日外国人の不法就労対策に関し、集中的な啓発指導を実施。</li> </ul>